

写

31東監発第53号  
令和2年3月6日

東村山市長 渡部 尚 様  
東村山市議会議員 熊木 敏己 様

東村山市監査委員 赤木 盛一  
東村山市監査委員 土田 士朗  
東村山市監査委員 伊藤 真一

#### 令和元年度第2回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

### 第2 監査の対象

対象所管課	会計課、地域創生部産業振興課、東京2020オリンピック・パラリンピック推進課、市民スポーツ課
監査の範囲	平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

### 第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

### 第4 監査の主な実施内容

対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

### 第5 監査の実施場所及び日程

期間：令和元年12月2日から令和2年2月25日まで

実施内容	実施場所	日程
実 査	対象所管課	令和2年1月9日、10日
説明聴取	監 査 室	令和2年2月10日
講 評	監 査 室	令和2年2月25日

## 第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

### 会計課

#### 1 指摘事項

郵券管理について

郵券受払簿において、一部年度繰越の枚数誤りがあり、所属長による月次の確認がなされていなかった。会計事務規則に沿った適切な事務処理をなされたい。

### 産業振興課

#### 1 指摘事項

##### (1) 郵券管理について

郵券受払簿において、一部枚数誤りがあり、所属長による月次の確認がなされていなかった。会計事務規則に沿った適切な事務処理をなされたい。

##### (2) 契約関係書類について

契約執行伺、見積経過調書において、日付の誤りがあった。契約事務規則に沿った適切な事務処理をなされたい。

#### 2 意見・要望事項

東村山市住宅修改築費補助金について

事業の目的を『住環境の向上を図ることとともに、不況対策・緊急地域経済対策として地域経済の振興を図ること。』としている

当市において、本事業の他、他課で実施している関連事業が以下の四件みられた。

一件目は、空き家対策事業。

二件目は、木造住宅耐震改修費の助成及び特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計及び耐震改修等に関する助成事業。

三件目は、福祉関係対象者へ住宅改修の給付事業。

四件目は、住宅修改築等業者あつ旋事業。

これらの関連した事業を総合的にとらえ、市役所関係所管の連携や事業者との連携、また市民と事業者とのつながりを更に深め、今後も住環境の向上及び市内建築事業者の育成とともに地域経済の振興に寄与する制度となるよう要望する。

## 東京2020オリンピック・パラリンピック推進課

### 1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

## 市民スポーツ課

### 1 指摘事項

#### (1) 公印管理について

公印使用簿の備え付けがなされていなかった。公印規則に基づき整備され、適切に管理されたい。

#### (2) 事業車管理について

庁用車管理台帳や運転日誌において、履歴などの記入が一部なされていなかった。庁用車管理運用規程に沿って適切に管理されたい。